

様
書

	構　造	○RC	○SRC	○S	●W
建　物　概　要	階	地下	階	地上	階
	延べ面積			m ² (対象面積)	m ²)
建物用途	建築基準法別表第一 耐震安全性の分類 ○特定の施設 ○一般の施設 消防火施行令別表第一 地域係数 ●1、 0 ○()				
工　事　項　目					
給排水衛生工事				空　気　調　和　工　事	
●衛生器具工事				○消火工事	
●給水工事				●ガス工事	
●排水工事（通気風）				●浄化槽工事	
○給湯工事				○厨房器具工事	
I　一般事項					
１．本工事は、本特記仕様書によるほか、国土交通大臣官庁官房官庁営繕部監修の公共建築物工事標準仕様書（機械設備工作編）（令和７年版）並びに同上監修の公共建築物改修工事標準仕様書（機械設備工作編）（令和７年版）（以下標準仕様書という。）を適用する。国土交通部国土技術政策総合研究所監修建築設備附設設計・施工指針（２０１４年版）による。					
２．本工事の使用資材の品質、規格、種別等は、本特記によって受注者の負担とする。					
３．本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続等の費用はすべて受注者の負担とする。					
４．施工計画書は、着工に先だち、監督職員に提出すること。（但し●印のみ）					
５．本工事の下記の当該職種技能士を適用することにす。（但し●印のみ） ○配管技能士 ○ダクト板金技能士 ○熱媒線路施工技能士 ○冷凍、空気調和機器施工技能士〔標P-15 I.5.2〕					
６．本工事で、特記事項に定める「立会検査を要する施工工程」に達するとときは、事前に監督員と連絡して立会検査もしくは指示に従うこと。（標P-17 I.5.8）					
７．設計図書に明記なくとも関係法令上または機器の機能上当然必要となるものについては、原則として請負員の範囲内で実施すること。 〔標-P11 I.3.9〕					
８．発生の処理等については、図示によること。 〔標-P11 I.3.9〕					
９．本工事の施工に伴う既設建物の破損箇所は従来にならない復旧する。					
10．前払金について ○契約金額の４０％の範囲内で請求することができる。 ○出来高予定額の４０％の範囲内で請求することができると。 〔契約会計年度の率は、契約金額の　％程度、次年度の率は　％程度である〕					
11．中間前払い又は部分支払いについて 本工事において、中間前払い又は部分払いのいずれかを選択するものとする。 ①) 中間前払い ○中間前払いを選択した場合、部分払いは行わない。 ○中間前払いを選択した場合でも、契約会計年度末には出来高予定額に応じた部分払いを受けることができる。（契約会計年度出来高予定　％) 中間前払金は契約金額の２０％以内とし、前払金との合計額が契約額の６０％を超えないものとする。 ②) 部分払い 本工事で前払い金を支払ったものについては２回、支払いがなされていないものについては３回を超えて部分払いをするとはできない。					
12．コンズ(CORINS)に登録する必要がある場合、契約金額が５〇〇万円以上) には、工事実績情報をも日本建設経理組合セクターに登録すること。登録後、コンズの会社から監督員に「登録のための確認のお願い」が送付されるので、承諾を受けること。なお、登録する期間は契約後(変更後及び工事完成後)土曜日、日曜日、祝日もを除き10日以上とする。 〔標P5 I.1.4〕					
13．下請工事における管内（県内）建設業者の優先活用について ①) 受注者は、工事の一部を下請けにする場合は、施工者を管理する地域振興局等の管内に主たる営業所を有する者を使用するように努めることとする。 受注者は、前項で定めた建設業者を活用しない場合は、施工計画書の提出と併せて「下請工事における管内建設業者等不採用状況報告書」を監督職員に提出すること。 ③) 監督職員から指示された場合、「下請業者使用実績報告書」を監督職員に提出すること。					
14．県産資材等の優先使用について ①) 工事に使用する資材については、県内で生産、生産または製造されたものを（以下「県産資材」という。）の優先使用に努めようとし、さらに、県産資材以外の資材等についても、県内に本店を置く資材業者等から調達しよう努めることとする。 ②) 受注者は、「材料品使用実況欄」において、すべての資材について県産資材使用の有無を記載するとともに、以下に記載する「指定資材」の中から県産資材を使用した場合には、「県産資材等不使用状況報告書」を監督職員に提出し、承諾を得なければならないこと。 指定資材（７品目）：生コンクリート製品、木材、樹木、野芝 アスファルト合材、木材、樹木、野芝 ③) 前項の「県産資材等不使用状況報告書」において、第１項の資材業者等から調達しない場合は、その理由を記載すること。 ④) 受注者は、工事完成時及び監督職員から指示された場合、「建設資材使用実績報告書」の電子（エクセル）データを監督職員に提出すること。					
15．各工種の施工にあたっては、関係法令に定められた資格者を配置すること。					
16．ダンブトラック等に よる過積載等の防止につて ①) 工事用貨運車両の積載超過のないようにすること。 ②) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないでこと。 ③) 資材等の過積載を防止するため、資材の入庫等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。 ④) さし枠の差若又は物品積載装置の不正確動作をしたダンブトラックが、工事現場に入り出すことがないようにすること。 ⑤) 「大型車等を運転する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法という）の目的に沿って、法第12条に規定する団体等への設立活動を踏まえ、同団体等へ加入者の使用を促進すること。 ⑥) 下請け契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるものまたは、業務に関与シダンブトラック等によって悪質な重大な事故を生じさせたものを排除すること。 ⑦) ①～⑥のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。					
II　特記事項					
１．特殊な材料和方法		標準仕様書に記載されていない特殊な材料により施工する場合は監督職員の承認を得ること。 なお、特殊な材料によらず加工は当該製品の指定工法によること。			
２．建設工事との取合		壁面、天井面などに機器取り付けのため必要ない閉口部等を設ける場合の施工の範囲は、設計図書等に明記のない場合は、監督職員の指示によること。			
３．関連工事等の調整		関係工事等については、該工事関係者と協力し、工事の円滑な進捗を図るものとし、疑問が生じたら監督職員の指示によること。			
４．施工過程での調整		工事現場進行の過程における調整については、地域振興局・支庁の建築担当職員と充分に打合せを行い、同意を受けるところ。			
５． completion		免状圖を施工现场と一致するよう訂正をした後、下記製本およびCD-ROMを提出する。 〔標-P18 I.7.2〕 （●A＝４版小冊子、●A－3縮小紙小冊子、○A－1サイズ）			
６．試験成績書		都市ガスを設備、液化石油ガス設備は、ガス供給事業者の規定する気密試験成績書を２部提出する。県指定様式による。その他の試験成績書は監督員の指示による。 〔標-P16 I.5.5〕 〔標-P18 I.7.1〕			
７．申請書類		本工事の施工に必要な官公署への申請書類は原本またはその写しを２部ずつ作成し、完成図と一緒に提出する。（標 P5 I.1.3）〔標 P18 I.7.1〕			
８．工事報告		工事報告は、別に定める工事出来高報告書により毎月月末見込みの出来高等を当月の２０日まで に監督員に提出する。（A＝４版）			
９．工事の記録等（工事写真）		(イ)監督職員の指示した事項及び監督職員と協議した結果について、記録を整備する。 (ロ)工事の施工に当たり、試験を行った場合は、直ちに記録を作成する。 (ハ)次の(A)から(E)までのいずれかに該当する場合は、施工の記録、工事写真、見本等を整備する。 (ウ)設計図書に定められた施工の確認を行った場合 (エ)工事の施工による隠ぺい等で、後の目視に検査が可能又は容易ではない部分の施行を行う場合 (オ)一工程の施工を終了した場合 (カ)適切な施工の説明や監督職員に指示されたい場合は (キ)(リ)からの3までの記録について、監督職員から請求されるときは、提示又は提出をする。 (ク)工事写真は原則としてデジタル写真とし、ファイル形式及び画素数については「鹿児島県電子納品ガイドライン」に係準すること。			
10．施工見本		管の接合、ダクトの接続、保温については、原則として見本を整備すること。 その他関係業との協働により必要と認められたいものに等については、監督職員の指示により見本を整備すること。			
11．工事打合簿		工事打合簿については、電子メールにて取り交わすことができる。			

記事	月・日
	-
	-
	-

項 目	特 記 事 項																				
1. 共通事項																					
1. 環境への配慮	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に定めるとともに、環境負荷を低減できる機器及び材料を選定するよう努める。（「標-P12 1.4.1」）																				
2. 機 材	使用資機材は、原則新品とし、JIS 1. JWWA 等標準仕様書に定められた規格品とする。使用機材は、国土交通省大臣官庁審判部監修「建築材料・設備機器等品質性能評価事業設備機器等評価基準」記述品、または同等品以上のものとする。（「標-P12 1.4.2」）																				
3. 化学物質を放散する建築材料等	塗料、接着剤、保温材等の材料については、原則としてホルムアルデヒド等揮発性有機化合物の放散量が小さく建築基準法の規制対象外である「F☆☆☆☆」の材料を使用すること。（「標-P66 1.4.1」）																				
4. 防火区画貫通部	区画貫通の管類は、建築基準法に従い施工する。なお、その際の充填材はモルタルまたはロックウールとし、保温材はロックウールとする。 開口交通火災阻止法（防火パテ等）の使用も可。（「標-P80 2.8.1、標-P286 2.8.1」）																				
5. 配管用のスリーブ	地中部分で水密を要する部分はつば付銅管とし、地中部分で水密を要しない部分のスリーブは、ビニル管とする。 上記以外は原則として亜鉛めっき製とするが、柱及び梁以外の箇所で、開口補強が不要かつ、スリーブ径が200mm以上の部分は、絶縁板仕立てとす。 （「標-P51 2.2.27、P-80 2.8.1」）（「標-P286 2.8.1」）																				
6. 専用工具の使用	地比ライニング銅管、ポリホリッド銅管及び外被保護鋼管は、帯のこ盤又は丸のこ機などで切断し、パイプカッターによる切断は禁ずる。 ねじ切り機は、自動切り上げ装置を行う。 （ねじ切り機には、ねじゲージを使用して適正（JISねじ）に切り抜かれているが確認する。 施工手順を撮影の上、工程写真に表す。） （「標-P63 2.5.1」）																				
7. ねじ接合剤	給水管、給湯用及び冷温水用の防食用ベストスチール剤は、JWWA K 161 に規定する水道用スチール剤とする。																				
8. 支持金物類	屋外、ビツ内及び多湿箇所の支持金物類はステンレス鋼製とする。																				
9. 外被保護鋼管の傷部補修	埋設施工される外被保護鋼管（管内面被覆なし）については、継手スリーブ端及びチャック、パイプレンチの傷部分にプラスチックテープを巻くこと。（露出部分は原則不要） （「標-P214 2.5.4」）																				
10. 鋼管の傷部補修	鋼管（内面被覆あり鋼管）については、ねじ込んだ後、残りねじ部及びチャック・パイプレンチの傷部分に、十分さび止めペイントを塗布すること。（「標-P199 2.5.2」）																				
11. 排水吸引管への接続	原則としてT管接続とする。（Fに配管含む）																				
12. 建物導入部の配管標準埋設深さ	管のたわみ性を利用する方法（スリークション）で施工する。エルボ×5 （「図-P110」） ビニル管（一般450H・車路600H） 鋼管（一般300H・車路600H） （「標-P79 2.7.2、標-P262 2.7.2」）																				
14. 土中埋設鋼管類（エラス、コート継手及び水閉塞もこの項に準ずる）	外周を被覆していない鋼管は、プライマーを塗布のうえ、防食テープ1/2重ね1回巻をさらにプラスチックテープ（JISZ 1901に準じたもの、厚さ0.4mm）で1/2重ね1回巻を行う。 また、継手等部分は、ベロラムス等の環境材を詰め、表面を平滑にしたうえで防食シートで包みプラスチックテープを1/2重ねかつ1回巻とする。 （施工手順を撮影の上、工程写真に表す。） （「標-P79 2.7.3」）																				
15. コンクリート埋設給気・鋼管	プラスチックテープ（JISZ 1901に準じたもの、厚さ0.4mm）で1/2重ね1回巻を行う。（「標-P79 2.7.3」）																				
16. 埋設管表示テープ	下記の埋設管は、管頂部全長にわたって、粘着材付表示テープを貼り付ける。 ●黒結給水管（上水道本管接続部） <緑色> ○給水管（水栓以降） <空白> ○排水管（受水槽～高水道水栓間） <茶色> ○井水管 <空白> ○消火管 <黄色> ●ガス管 <緑色>																				
17. 埋設管標準シート	各種管上部（地表から150mm程度の深さ）にビニール製保護シート（巾150）を埋設する。（排水管は除く） （「標-P78 2.7.1、標-P260 2.7.1」）																				
18. 埋設管	土中埋設のガス管、給水管及び消火管の分岐部に取り設置する埋設管は次のとおりとする。（設置箇所は図示する） ・ 継手部分は、アルミ製表示盤をコンクリート（200φ×300）で巻き込んだものを、ステンレス板で配管に緊結の上設置する。 ・ 継手部分は、キャッツアイを専用工具を用いて設置する。																				
19. 弁類	水栓以降の配管には45K型、その他は10K型。（JIS規格） ○水道事業者指定（ ） 管内をライニングした管に使用するねじ込方式の弁等には管端防振部品の規定に準じた管端コアを備えたものとする。 呼び径65以上の弁は外ネジ式とする。（水道用ソフト弁は除く） （「標-P41 2.2.1」） 呼び径55以下の排水ポンプ付逆止弁はバパス付きでもよい。 呼び径65以上の仕切弁、逆止弁はライニングとする。 屋内オイルカット及びオイルサーピタントンの最高液面以下に設ける元弁及びドレンバルブはJIS B 20771（銅鋼10K外ねじ仕切弁）または同等以上によるものとする。 （所轄消防署の承認するもの） （「標-P41 2.2.1」）																				
20. 屋外出露の弁類	防露・保温のステンレス鋼板による外装を施し、弁軸はグリスアップする。																				
21. 埋設弁類の防振措置	弁軸内等の直接土壌に接触しない箇所に弁類を設置する場合には、防振措置は原則不要とする。ただし、水道事業者の指定方法がある場合および、管管間に部分については防振を行うこと。																				
22. 機器の防振措置	振動を発生する機器については、ダブルナットで固定し、かつ防振措置を施すこと。（特記無き場合は防振吊り金具、防振パッドとする。）																				
23. 可換継手																					
ステンレス製	<table border="1"> <tr> <th>管 径</th><th>2 0 以下</th><th>3 2 ～ 5 0</th><th>7 5 ～ 1 5 0</th><th>2 0 0 以上</th></tr> <tr> <td>水用</td><td>全 長 6 0 0 以下</td><td>5 0 0 以上</td><td>6 5 0 以上</td><td>1. 0 0 0 以上</td></tr> <tr> <td>油用</td><td>全 長 6 0 0 以下</td><td>2 5 ～ 4 0</td><td>5 0 ～ 1 0 0</td><td>7 0 0 以上</td></tr> <tr> <td>合成ゴム製（水用）</td><td>全 長 6 0 0 以下</td><td>5 0 ～ 8 0</td><td>1 0 0 以上</td><td>7 0 0 以上</td></tr> </table>	管 径	2 0 以下	3 2 ～ 5 0	7 5 ～ 1 5 0	2 0 0 以上	水用	全 長 6 0 0 以下	5 0 0 以上	6 5 0 以上	1. 0 0 0 以上	油用	全 長 6 0 0 以下	2 5 ～ 4 0	5 0 ～ 1 0 0	7 0 0 以上	合成ゴム製（水用）	全 長 6 0 0 以下	5 0 ～ 8 0	1 0 0 以上	7 0 0 以上
管 径	2 0 以下	3 2 ～ 5 0	7 5 ～ 1 5 0	2 0 0 以上																	
水用	全 長 6 0 0 以下	5 0 0 以上	6 5 0 以上	1. 0 0 0 以上																	
油用	全 長 6 0 0 以下	2 5 ～ 4 0	5 0 ～ 1 0 0	7 0 0 以上																	
合成ゴム製（水用）	全 長 6 0 0 以下	5 0 ～ 8 0	1 0 0 以上	7 0 0 以上																	
鋼製	（鋼製で管径40以上は消防法令適合品とする）（鋼製フランジ付） （「標-P46 2.2.9」）																				
24. 防振継手	油用フランジ付 （「標-P46 2.2.8」）																				
25. ユニオンの使用	ユニオンは、呼び径25以下の見え掛り配管については、原則として使用しないこととする。調理器具の接続等ユニオン使用の必要性が生じた場合には、監督職員と協議すること。																				
26. サービスポートの面設計	○ゲージ式（側圧式） ○ラズ管式（流出防止形） （「標-P54 2.3.4」）																				
27. 機油その他	機油類・弁類・保力金具及び配管等には適宜その名称、内容及び失印等を記入、もしくは樹脂製に刻印しその面をすり付け、（パイプフック・ビツ内など隠蔽ひの部の配管類は、文字シールが付けなくてもよい）必要にひつ消防法、ガス事業法、液法などによる標識（危険物・火災危険標）を設置する。（「標-P17.4」） （例）・弁類にSUS計または耐腐シシシシシシシシシシ、取付、「〇〇系統」、「〇〇A（径）」を刻印し、例には、「〇〇系統」、「〇〇A（径）」形込み、取付で取付。 ・常時開、閉等の注意書きは、必要に応じて追加のこと。 ・室内機は「機器番号・系統名又は室名・竣工年度」、室内機は「機器番号・竣工年度」を樹脂製に表示すること。作成前に監督職員の確認を受けること。																				
12. 保守指導案内書	本工事の機械設備について保守管理上必要な案内書を2部作成し、完成図と一緒に提出する。（A～4冊） （「標-P109 1.7.3」）																				
13. 産業廃棄物税	本工事により発生する建設産業物のうち、処理施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物には、産業廃棄物税が課税されるのでの適正に処理すること。																				
14. 施工中の安全確保及び環境保全	(1) 台風など風水害による現場被害が予想される場合は、事前の現場養生を確実に行い災害の予防を行うこと。 (2) 事前の報告及び報告お事後の現場状況報告書、書面に監督職員に提出すること。 （金、正月等長期閉鎖現場運営を休止する場合も同様とする） (3) 塗装、シーリング材、接着剤などの化学製品の取扱いに当たっては、当該製品の製造者が作成したJIS Z 7253による安全データシート（SDS）を常備し、記載内容の周知徹底を図り、作業者の教育、安全の確保及び環境保全に努める。（「標-P1.3.5、標-P10.1.8.3」）																				
15. 解体等作業時の石綿対策	解体及び改修作業において、石綿含有建築材料を撤去する必要がある場合には、ただちに監督職員に報告すると共に、作業においては「石綿障害予防規則」を遵守すること。																				
16. 建設発生土の処理	○場内処理は致し 〇場外搬出は下記による。 受け入れ場所 〇 受け入れ場所 〇 敷き均し 〇 たい積 搬出距離 () km 受け入れ 〇 有償 〇 無償 上記に示す受け入れ場所・距離は参考であり、実施にあたっては監督職員と協議の上、決定する。（「標-P102 4.2.1」）																				
※の特記仕様書における参考ページの略号は以下のとおりとする																					
標＝標準仕様書、監＝監理設計、図＝標準図																					
修正履歴：R080401																					

配仕様書 縮尺 NO SCALE

※屋外露出の支持金物、ボルト、ナット等は全てステンレス製（SUS304）とする
 ※屋外機の据付けに用いる防振パットの厚さは、15mmとする
 ※空調機及び空調換気扇の一次側電源供給は電気工事とする
 ※空調機室内外ユニット間の連絡配線・電源線・アース線は本工事とし、冷媒配管に同時巻込みとする
 又、リモコンスイッチ取付も本工事とする
 ※前項の電源は、機器の機能を満足するケーブル・本数を確認すること
 ※空調換気扇のリモコンスイッチ取付・配線・結線は本工事とする
 ※室内機・空調換気扇及び配管等は振れ止めをとること。
 ※室外機は全て転倒防止処置すること
 ※空調換気扇のダクトは、パイプフード側に下がり勾配をとること
 ※室外機のアンカーボルト取付要領については、公共建築設備工事標準図等に準ずるものとする（雄ネジとする）
 ※ドレン管の主管最上流部は45度エルボで立上げ、COC取付のこと

記号	機器名称	能力		電源		消費電力	台数	設置場所（室名）
		冷房能力	暖房能力	相	電圧	(kW)		
ACP 1	空冷ヒートポンプパッケージエアコン 天井4方向 同時ツイン a・b 高効率タイプ	20.0kW	22.4kW	3	200	5.95/5.72	1	研修室（畳） 別途工事
ACR 1	空冷ヒートポンプ式ルームエアコン 壁掛け型	3.6kW	4.0kW	1	100	0.81/0.81	1	会議室 別途工事

各部屋換氣計算

階数	部屋名	部屋面積 (㎡)	天井高さ (m)	部屋体積 (㎡)	シックハウス対策による		設置換気扇風(B) (㎡/h)	換気種別	判定
					換気回数 (回/h)	必要換気量(A) (㎡/h)			
1	会議室	14.76	2.4	35.43	0.3	10.63	100	第一種換気	A<B ○ K
	研修室(畳)	92.32	2.7	249.27	0.3	74.78	470	第一種換気	A<B ○ K
	ホール・玄関・廊下								

記号	冷媒サイズ
Ⓐ	15.9φ×9.5φ

記 号	名 称	配 線
R	パッケージ型空調機コントロールスイッチ	EM-GEE 1.25° -2C
C	空調換気扇コントロールスイッチ	EM-GEE 1.25° -2C

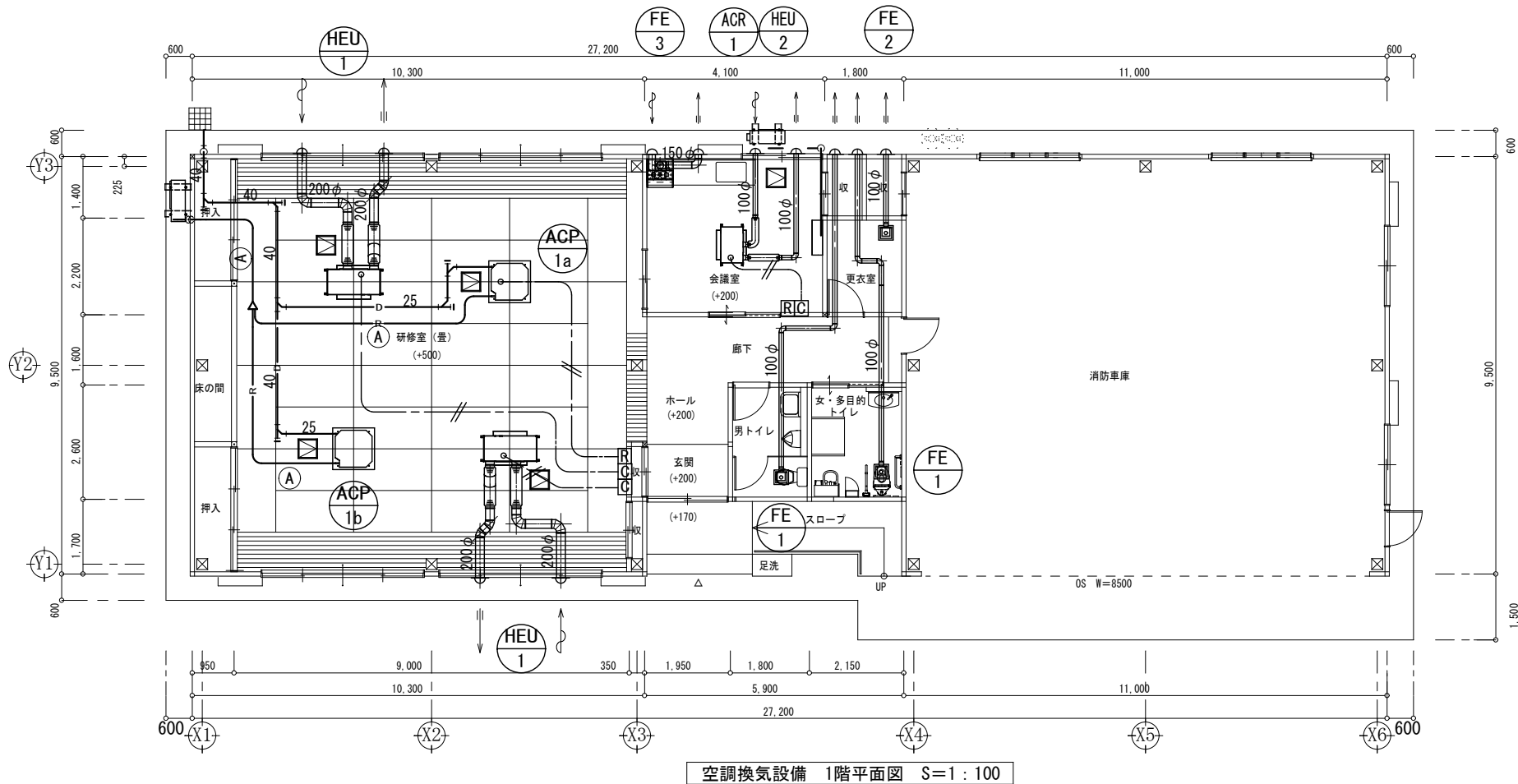
・天井内はケーブルコロガシとし、スイッチ類及び盤への立下りは配管を使用する。
・RS、CSにおける立下げ配管・裏ボックス取付は別途電気工事とする。（スイッチ取付は本工事）

記 号	名 称	管 材
——R——	冷媒管	冷媒用被覆銅管 C U P
——D——	ドレン管	硬質塩化ビニル管 V P
	換気ダクト	スパイラルダクト S D

※屋内隠ぺい部のドレン管は保温チューブ巻きとする
※屋外露出部の冷媒管は保温化粧ケース（樹脂製）仕上げとし、ドレン管を同時巻きとする
※空調換気扇のダクトは保温をすること（国交省仕様）但し150φ以下は保温チューブ巻きとする

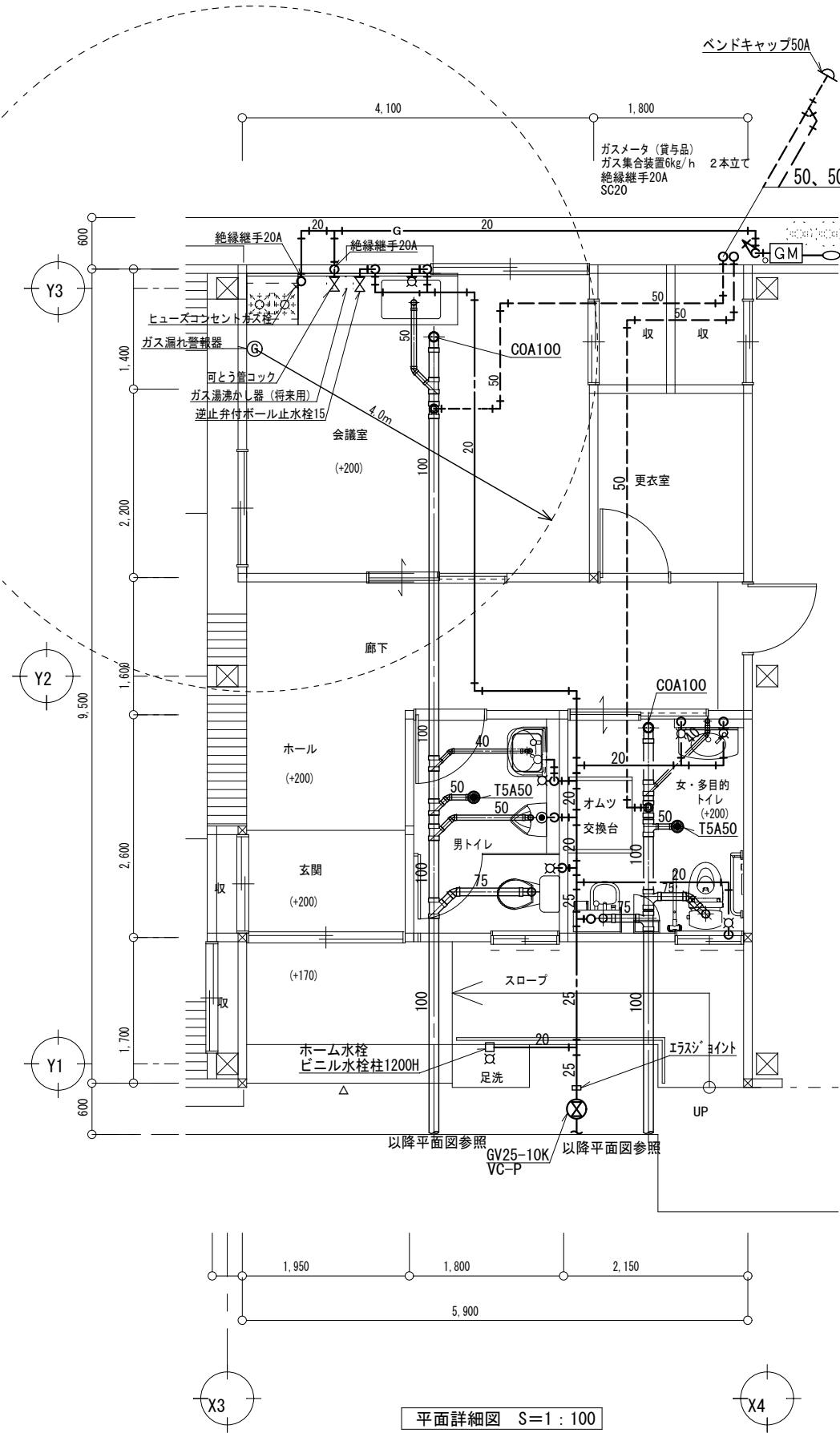
$V = 40 \text{ KQ}$
 $K = 0.93 \text{ (LPガス)}$
 $Q = 4.48 \text{ kw (2ロガスコンロ)} \times 11.2 \text{ kw (5号沸湯器)}$
 $V = 40 \times 0.93 \times 15.68$
 $V = 583.296 \text{ m}^3/\text{h}$
 設置する換気扇の風量は、 $600 \text{ m}^3/\text{h} > 583.296 \text{ m}^3/\text{h} \dots \text{OK}$

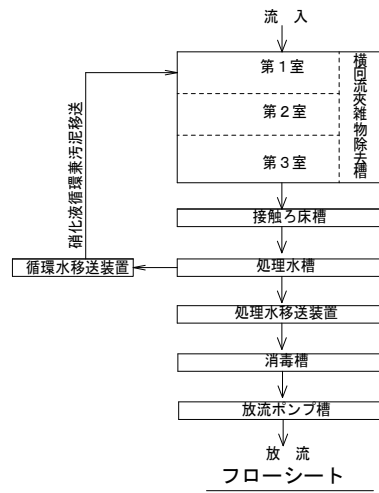
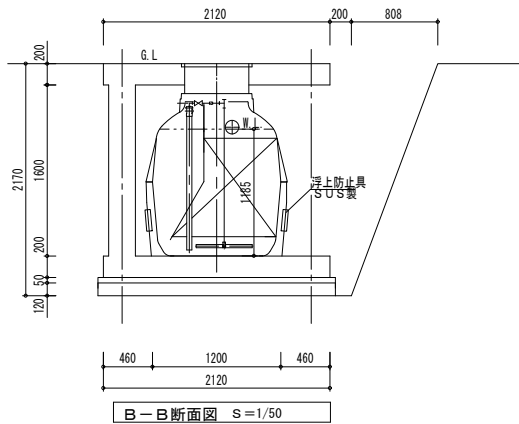
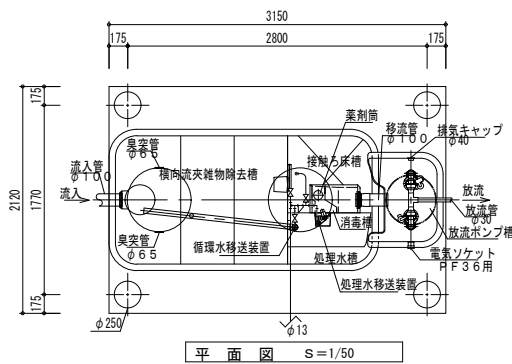
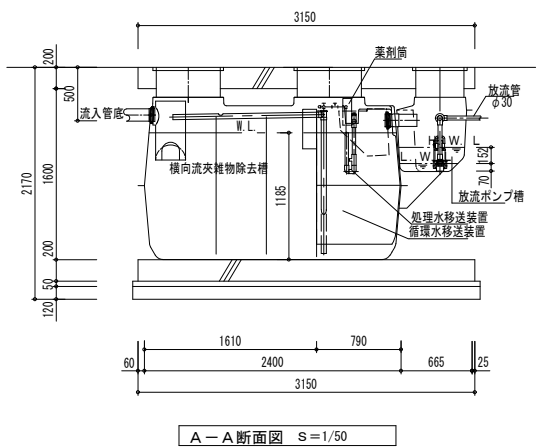
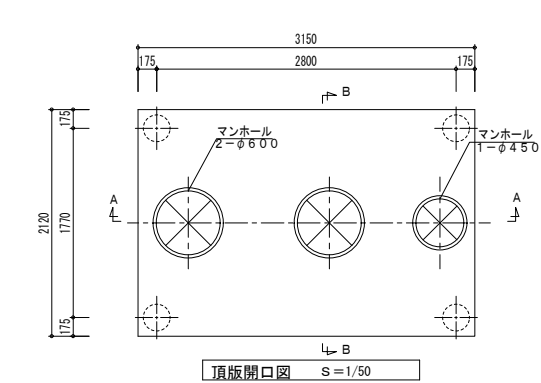
機器番号	機 器 名 称	機 器 仕 様	電 源	消費電力 (W)	台数	室 名
FE-1	天井埋込換気扇	100φ x 140m ³ /h x 40Pa SUS製深形フード着脱式（防虫網付・指定色塗装）	1φ100V	30	2	男トイレ、女・多目的トイレ
FE-2	天井埋込換気扇	100φ x 50m ³ /h x 40Pa SUS製深形フード着脱式（防虫網付・指定色塗装）	1φ100V	130	1	更衣室
FE-3	レンジフードファン	150φ x 50m ³ /h x 40Pa 自然給気タイプ SUS製深形フード着脱式（防虫網付・指定色塗装）	1φ100V	88	1	会議室
HEU-1	空調換気扇	天井カセット形 200φ x 470m ³ /h x 60Pa コントロールスイッチ SUS製深形フード着脱式（防虫網付・指定色塗装）×2	1φ100V	250	2	研修室
HEU-2	空調換気扇	天井埋込形 100φ x 100m ³ /h x 40Pa コントロールスイッチ	1φ100V	80	1	会議室



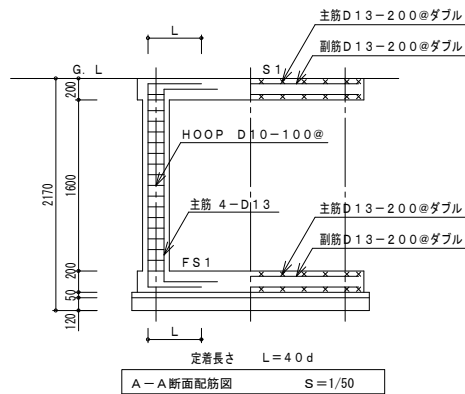
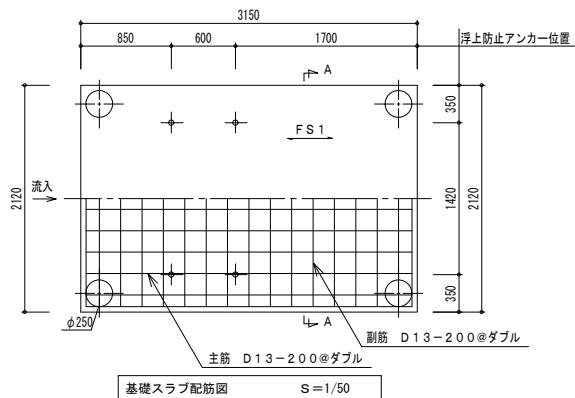
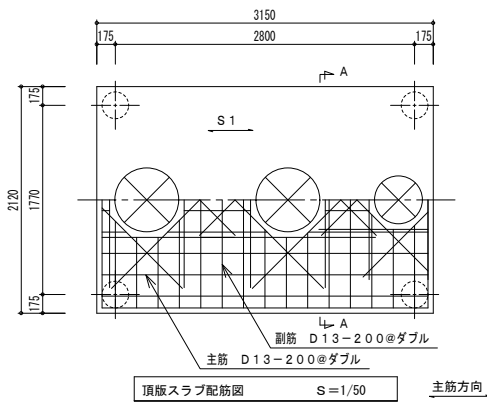
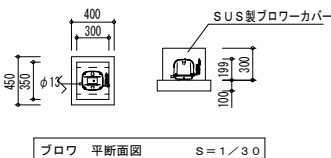
器具表

名 称	メーカー別品番		附属品及びその他	男トイレ	女・多目的トイレ	会議室	屋外	計
	T O T O	L I X I L						
洋風大便器	CS597BMS+SH596BAYR+TCF587IACR	BC-P20SU・DT-PA250UCH+CW-PA21-NE	ロータンク、温水洗浄便座、紙巻器、汚物入れ、付属品一式	1				1
多目的大便器	CS597BCS+SH596BAYR+TCF5841AUP	BC-P20HUM+DT-PA250HUCH+CW-PA21-NEC	自動洗浄大便器、エココン、リモコン便器洗浄機能付、標示板、汚物入、棚付2連紙巻器 温水洗浄便座（1260W）、付属品一式		1			1
小便器	UFS910JS	U-A31MP	自動洗浄、スパッド、フランチ、バックハンガー、標示板、付属品一式	1				1
洗面器	L250C+TEE28SS1A	L-176UAN+AM-300TC	自動単水栓、排水金具、アングル止水栓13、バックハンガー、固定金具（2本組）		1			1
多目的洗面器	L270CM+TLE33SM3A	L-275AN+AM-311CV1	自動単水栓、取り付け金具、排水棚具、ブラケット、バックハンガー		1			1
化粧鏡	YM4560AE	KF-4560E（AY）	盗難防止型・455×608・隙間用裏板共	1				1
多目的鏡	YMA4560A+7	KF-W457H750E（AY）	盗難防止型 500×760・隙間用裏板共		1			1
多目的手すり（固定）	T112CL10	KF-920AE70D12	樹脂（700L）		1			1
手すり（跳ね上げ式）	T112HK7R	KF-471EH70JU	樹脂（700L）		1			1
オストメイトバック	UAS81LDB1NW#NW1	YPTOM-B210W-SSW	ロータンク式、タッチスイッチ、電気温水器付（600W）、水石酸入れ、紙巻器、側板、付属品一式		1			1
ベビーシート	YKA25N	AC-OK-21N	横型おむつ交換台		1			1
ホーム水栓	T200SNR13	LF-7RE-13		1	1		2	4
自在水栓	T130AUN13	LF-12ZF-13	泡沫キャップ			1		1
水栓柱	H=1200						2	2





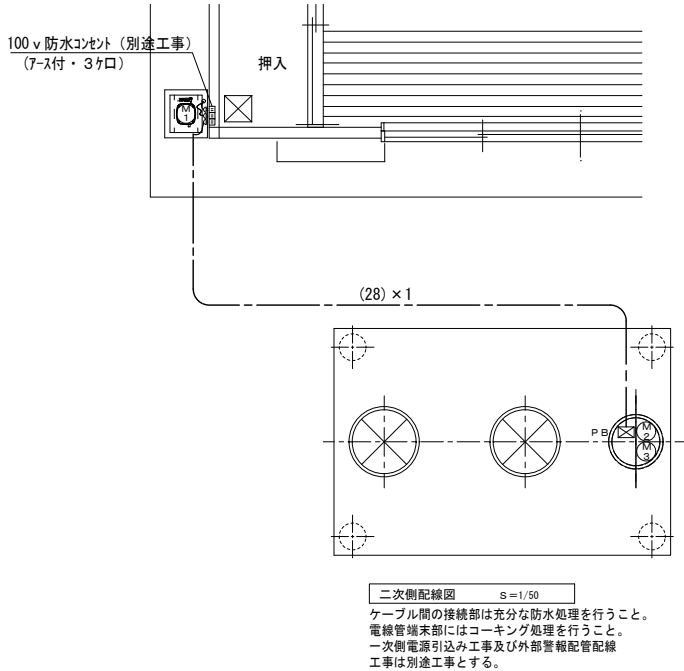
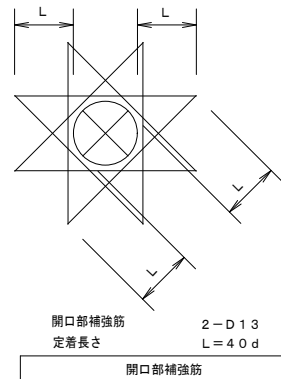
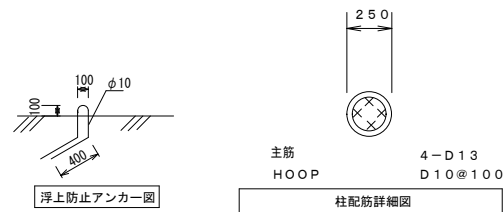
仕 様 表		
分類	合併処理	
処理計画人員	10 人	
処理計画汚水量	2. 0 m ³ /日	
流入水質	BOD	200mg / L
	COD	100mg / L
	SS	160mg / L
	T-N	45mg / L
放流水質	BOD	20mg / L
	COD	30mg / L
	SS	20mg / L
	T-N	20mg / L
処理方式	横向流夾雑物除去接触ろ床循環方式	
有 効 容 量(m ³)		
横向流夾雑物除去槽	2. 0 7 1	
接触ろ床槽	0. 6 8 1	
処理水槽	0. 2 9 1	
消毒槽	0. 0 2 1	
放流ポンプ槽	0. 0 4 0	
電気機器仕様		
ブロウ	1 0 0 V-単相-7 1 W	1 台
放流ポンプ	1 0 0 V-単相-1 3 0 W	2 台
注記		
スラブ荷重は、T-6とする。		
マンホールは、FRP製ボルトロック式とする。		
臭突横引き配管は、上り勾配施工とする。		



共通事項	
凡 例	・ ---- D10 x ---- D13
鉄 筋	SD-295A 使用とする。
コンクリート	Fc=21 N/mm ² とする。
スラブ荷重	T-6
そ の 他	詳細は現場係員の指示による。

スラブリスト					
スラブ	スラブ厚	位置	主 筋	副 筋	備 考
S 1	200	全断面	D 13-200@	D 13-200@	ダブル
FS 1	200	全断面	D 13-200@	D 13-200@	ダブル

スラブ筋等の重ねつぎて長さは小径の4.0d以上とする。



符号	機 器 名 称	容量 (kW)	使用ケーブル、電線管
①	ブロウ	0.071kW	
②	NO. 1放流ポンプ	0.13 kW	CV 2mm 2-3心 x 2 (HIVE28)
③	NO. 2放流ポンプ	0.13 kW	
PB	150 x 100 VE (WP)		